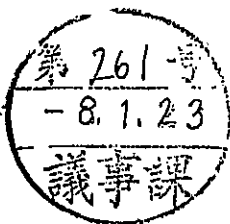


受理年月日	令和 8 年 1 月 23 日	所管委員会	教育こども委員会
番 号	8 年 陳 情 第 1 号		
件 名	家庭裁判所における親子交流運用の実態共有と一般質問での問題提起について		
陳 情 者	福岡で子どもの未来を考える会 代表者 外 3 人		
分割送付	なし		
要 旨	令和 6 年 5 月 17 日に離婚後の共同親権を認める民法改正が成立し、令和 8 年 4 月 1 日に施行されます。にもかかわらず、別居、離婚後の親子交流や共同養育の現場運用には深刻な課題が残っています。提案しても話し合いが深まらず、試してみる段階もなく、結局は裁判所が一方的に決める審判へ進んでしまう状態のことです。具体的には、試行的面会（段階的運用）が採用されない傾向、正当な理由がない交流拒否が是正されず交流停止が固定化する事例、相手方の欠席や不適切行為があっても抽象的な債務名義（月 1 回等）にとどまり実効性を欠く審判、調停委員が葛藤を鎮め合意形成を促す機能を十分果たしていない実情、連れ去り発生時に行政、司法の迅速介入の相談動線が市民に十分周知されていない点などです。共同親権の施行を見据え、所管の委員会、一般質問において実態共有を行い、親子交流の実効性確保に向けた市の情報整備と関係機関との連携強化について、期日を切った対応方針の提示をお願い申し上げます。 よって、以下の事項について陳情します。 - 親子交流に関する運用上の課題（提案が協議で深まらず試行段階を経ず審判へ移行する実務、試行的面会を避ける傾向、正当理由なき交流拒否の固定化、抽象的債務名義による実効性欠如等）と子の福祉への影響を所管の委員会、一般質問で共有、検討すること。 - 調停委員の葛藤低減、合意形成支援が十分に機能していない指摘、審判の抽象化による実効性低下等については本来的に国、司法の所管事項であることを踏まえつつ、一般質問等において問題提起を行い、関係機関との意見交換、連携の場づくり（情報共有の枠組み）を検討すること。		

家庭裁判所における親子交流運用の実態共有と一般質問での問題提

起に関する陳情書



福岡市議会議員 平畑雅博 様
福岡市議会事務局 議事課 御中

令和 7 年 12 月 28 日

陳情者

団体名 福岡で子どもの未来を考える会

所在地

代表者

賛同者（個人署名）

1. 氏名 住所（市区町村まで）

2. 氏名 住所（市区町村まで）

3. 氏名 住所（市区町村まで）

●陳情の趣旨

令和 6 年 5 月 17 日に離婚後の共同親権を認める民法改正が成立し、令和 8 年 4 月 1 日に施行されます。にもかかわらず、別居・離婚後の親子交流や共同養育の現場運用には深刻な課題が残っています。提案しても話し合いが深まらず、試してみる段階もなく、結局は裁判所が一方向的に決める審判へ進んでしまう状態のことです。具体的には、試行的面会（段階的運用）が採用されない傾向、正当な理由がない交流拒否が是正されず交流停止が固定化する事例、相手方の欠席や不適切行為があっても抽象的な債務名義（「月 1 回」等）にとどまり実効性を欠く審判、調停委員が葛藤を鎮め合意形成を促す機能を十分果たしていない実情、連れ去り発生時に行政・司法の迅速介入の相談導線が市民に十分周知されていない点などです。共同親権の施行を見据え、所管の委員会・一般質問において実態共有を行い、親子交流の実効性確保に向けた市の情報整備と関係機関との連携強化について、期日を切った対応方針の提示をお願い申し上げます。

●陳情事項

1. 実態把握と情報共有の開始（所管委員会での扱い）

親子交流に関する運用上の課題（提案が協議で深まらず試行段階を経ず審判へ移行する実務、試行的面会を避ける傾向、正当理由なき交流拒否の固定化、抽象的債務名義による実効性欠如等）と子の福祉への影響を、所管の委員会・一般質問で共有・検討いただくこと。

2. 調停委員機能等に関する問題提起と関係機関連携

調停委員の葛藤低減・合意形成支援が十分に機能していない指摘、審判の抽象化による実効性低下等については本来的に国・司法の所管事項であることを踏まえつつ、一般質問等において問題提起を行い、関係機関との意見交換・連携の場づくり（情報共有の枠組み）を検討いただくこと。